

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	手話講座の需要と供給に関して	<p>この4月から手話の初級講座が始まっています。応募が昼夜あわせて130名、当選が60名と残り70名が手話の勉強を開始できない状況です。それって来年まで「待て」ということなのでしょうか？</p> <p>玉井議員は何年も待って今年当選した様ですが、それって一般市民も同様に当たるまで待てということでしょうか？何のための言語条例でしょうか。講師が不足しているのでしょうか？講師の依頼先が吹田の聴言協会だけに任せているのが疑問に思っています。</p> <p>他市から又は協会以外から講師を募集して希望者全員が受講できる環境を整えてほしいと思います。例えば民間の「五月ヶ丘ふれあいサロン」で月1・2回手話をコンセプトにした場がある様ですが、あくまでゴッコであり、勉強の場ではありません。そういった場を活用して手話にふれる、学ぶ機会をもっと作って欲しいと思います。</p> <p>現状、条例制定前と何ら環境が変わっていないと思いますので、善処の程よろしくお願いします。</p>	<p>手話講習会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度及び令和3年度は開催中止、令和4年度及び令和5年度は、感染予防対策に伴う定員制限により、昼の部・夜の部それぞれ15人定員、今年度は若干緩和され30人定員で開催しています。ここ数年はこのような経過もあり、特に入門コースにおきましては、多くの方が受講できない状況となっていることから、定員の拡大に向けて新たな会場の確保等を模索しているところです。</p> <p>また、本市の手話講習会は、当事者団体である吹田市聴言障害者協会との共催で運営していますが、今後は現行の講習会とは別に、手話講座の開催可能な団体・法人にも働き掛け、初心者の方を対象に手話を楽しみながら学ぶというような講座についても検討し、できるだけ多くの方に手話に接していただけるよう、受講環境の向上に努めてまいります。</p>	障がい福祉室	R6.4.19	R6.5.1
2	PTA加入の任意性とあり方について	<p>今春、吹田市公立校に入学をいたしました。入学式でPTA加入の用紙を配布されました。用紙には加入は「活動に賛同するものの任意」とありましたが加入締切日に、「まだご返信いただいていない保護者の方々がいらっしゃるようですので、改めてご案内申し上げます。」との文言でメールが届きました。加入は任意であるのに、加入を前提としたメールを送るのは任意性を錯誤させる行為ではないですか？任意性の意識徹底をお願いしたいです。</p> <p>またPTAに関してですが、費用を支払うことも掃除等ボランティアをすることも全く嫌ではありません。ですが講演会への参加や役員選定のくじ引き、毎月の会議など子供のために不必要と思える活動が多すぎます。子を持つ親の多大な負担になっていることは周知の事実です。改革したくても会長にならなければ改革はされません。ぜひ市からPTA活動の見直しの提案をいただきたいです。</p>	<p>吹田市PTA協議会の事務局を置いております、まなびの支援課は各学校の役員等で構成された吹田市PTA協議会の求めに応じて専門的技術指導又は助言を与える役割がございます。</p> <p>各学校単位で組織される任意の団体である、単位PTAにつきましては、当課は、指導・監督をするものではありませんので、お問い合わせいただきましたPTA加入へのメール再送付につきましては是非の判断をすることは控えさせていただきます。</p> <p>PTA加入について御不明な点や、PTA活動の見直しにつきましては、所属校のPTAに直接お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当課といたしましては、いただいた御意見につきましては、吹田市PTA協議会を通じ、適切なPTA活動のあり方について情報を共有してまいります。</p>	まなびの支援課	R6.4.18	R6.5.1

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	「押印見直し方針」の誤り3回目について	<p>以下の通り、回答をいただきましたが、再度説明を求めます。  <b>【子育て政策室(すこやか親子室)】</b>                      1、資料を作成した際に目指したのは、該当の様式が掲載されている階層のページではなく、吹田市のホームページどこかへ導くのが目的だったのでしょうか？                      目指していたことはなんだったのか説明してください。目指していたものと異なっていたのであれば、誤りだと思えます。                      素直に謝りを認めてください。                      A&gt;B&gt;Cの階層構造でCのページを案内されて、Aのページを含んでいと説明するのは無理があると思えます。                      2、押印欄について全庁的な見直しがされていないと指摘したにも関わらず、その点には答えず、話を曖昧にした理由はなんなのでしょうか？                      3、回答をいただいた日に、すこやか親子室のホームページを拝見したところ、障がい児通所支援サービスのメニューがありませんでした。4月以降、問い合わせをしたい市民は困惑していたと思います。市民の声に投稿までしているのに、真摯に業務に向き合っていただけではないのでしょうか？</p> <p><b>【障がい福祉室】</b>                      誤りの1回目は、「難病患者等給付金」の様式についてでした。                      一度、指摘をしたにも関わらず、他の様式の見直しはされなかったのでしょうか？                      なぜ同様の過ちを繰り返したのか理由を教えてください。</p> <p><b>【企画財政室】</b>                      1、定期的な見直しとは具体的にどのような頻度で行うのでしょうか？                      2、3回目の指摘となり嫌気が差しています。市民と職員双方にとってメリットのあることだと思いますが、全庁的に認識されておらず、同じことを繰り返しています。                      調査結果を公表する、専門的チームを設置するなど提案してきましたが、何も対策されないのでしょうか？                      3、一連の「押印見直し方針」を全庁的に適正に実施してほしい旨を何度も市民の声へ投稿し、公表を依頼していましたが、以下について公表された資料が確認できません。                      お手数お掛けしますが、該当先のリンクや列番号を教えてください。</p> <p>送信日時 2023-11-01 23:33:12 送信LogNo 922</p> <p>送信日時 2023-12-19 08:41:17 送信LogNo 1012</p>	<p><b>【子育て政策室(すこやか親子室)】について</b>                      1について                      令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がることを目的にQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。                      しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、市のホームページに繋がることを目的とするだけでなく、より分かりやすいページに繋がるようQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠けるものであったと考えていることから、改めてお詫言ひ申し上げます。                      (担当:すこやか親子室)</p> <p>2について                      4月1日にいただいた、押印欄について全庁的な見直しがされていないとの御指摘については、企画財政室への御質問であったと理解していたため、同室から回答させていただいているものと認識しております。                      (担当:すこやか親子室)</p> <p>3について                      先日、同様の内容についてホームページにて御指摘を受けて回答させていただきましたとあり、現在、ホームページの修正を行い、すこやか親子室のページに障がい児通所支援サービスのメニューを表示しております。この度は、大変御不便をおかけいたしました。今後市民の方が御利用しやすいホームページとなるよう取り組んでまいります。                      (担当:すこやか親子室)</p> <p><b>【障がい福祉室】について</b>                      ○○様より「回目的御指摘をいただいた際に、障がい福祉室グループ間で情報共有が十分にできていなかったことが原因と認識しております。                      今回の御指摘後に、室全体の会議において、各グループが所管する申請書等について、押印の必要性を今一度確認し、必要に応じて押印を廃止するよう、周知いたしました。                      今後、同様のことが繰り返されないよう、室内での情報共有を徹底してまいります。                      (担当:障がい福祉室)</p> <p><b>【企画財政室】について</b>                      1について                      まず今回の御指摘を受けて、早急に全庁に向けた確認依頼を行います。以前は、「押印不要と判断した様式」について、市ホームページ上に公開している様式においても押印欄が削除されているかについての確認でしたが、今回は「押印不要にもかかわらず見直しが行えていない様式」が判明したものですので、同様の不備がないかの確認に併せて、見直し時点では国の様式等により「押印が必要と判断した様式」について現在も同様に必要のままかの確認も行う予定です。                      また、内部統制の観点から、各所管に「押印見直し」に関する必要性について失念させないことを目的に、新規採用者や職員の異動が発生する年度当初に押印見直しの確認の必要性について通知すること、また年度初めに申請が多いことなどを想定して新年度の申請に対する押印不要の様式についての確認通知を年度末に実施することを考えております。                      それ以上の時期や回数につきましては、今後各所管の確認報告の内容などを受けて検討してまいります。                      (担当:企画財政室)</p> <p>2について                      各事業における押印の必要性についての把握は、それぞれ事業における法令や制度、それに伴う必要書類など詳細に把握することから、当該事業に関して一番専門性が高い各事業所管の職員が取り組むことが効果的かつ効率的な方法であると考えております。                      一方で、従前から受けた御指摘につきましては、各所管の様式を見直す際での見落としやそのチェックが機能しなかったことが要因であることから、内部統制としての職員の業務に対する意識の向上が課題であると感じております。                      そのことから、企画財政室から断続的に全庁的な確認依頼や周知を行うことで各所管の押印廃止に対する意識の向上、持続に努めていきたいと考えております。                      (担当:企画財政室)</p> <p>3について                      市民の声の公表につきましては、送信LogNo.922は、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「11月分」のNo.25及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.281に掲載しております。                      また、送信LogNo.1012につきましては、公表できておらず、申し訳ございませんでした。御指摘をいただいた令和6年4月18日に公表を行い、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「12月分」のNo.34及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.288に掲載しております。                      ホームページのURLは以下のとおりです。                      御確認いただけますよう、よろしくお願いたします。</p> <p><b>【リンク】</b>                      「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1024231/1028176.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1024231/1028176.html</a>                      「市民の声の公表 分野別」  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1007235.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1007235.html</a>                      (担当:市民総務室)</p>	企画財政室、市民総務室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.18	R6.5.1

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	留守家庭児童育成室の民営化を望みます	<p>東山田小学校に今年1年生で通う保護者です。今回、一年生であっても、留守家庭児童育成室に落選し、待機児童となりました。</p> <p>近所にある、千里丘北小学校ならびに山田第二小学校は留守家庭児童育成室が民営委託されており、千里丘北小学校は40人8クラスで計320人以上、受け入れてもらっています。山田第二小学校も民営化されたことで、四年生まで受け入れてもらっています。</p> <p>かたや、東山田小学校だと小学校一年生であっても今回待機となり、いつ入れるかもわからない状況です。</p> <p>同じ吹田市の小学校で、たまたま学区が違うと言うだけで、学童に一年生から入れない、入れなかったら近くの児童館や私営の学童を利用しろというのですか？かたや、どんな理由でも300人以上入室できる小学校があったり、四年生になっても預かってもらえるのですか？</p> <p>あまりにも不平等で涙が出ます。それなら、早く民営委託してください。おかしすぎます。</p>	<p>現在、利用を希望される児童全てを受け入れられる状況には至っておらず、御苦労と御不便をお掛けし、大変申し訳ございません。</p> <p>留守家庭児童育成室(以下、「育成室」という。)の運営業務の民間委託につきましては、委託を進めることにより、不足する直営育成室の指導員を確保することで、市全体の待機児童解消を図ることを主な目的として実施しております。</p> <p>委託候補育成室の選定に当たりましては、保有教室数や児童推計、事業者の応募が見込める立地等を踏まえ、時機としても最適と考える育成室を選定しており、東山田育成室につきましては、現在、民間委託の予定はありません。</p> <p>なお、待機児童の解消に向けて、運営業務の委託計画は1年前倒し、令和7年度からの新規委託を4か所として事業者の選定を行う予定です。</p>	放課後子ども育成室	R6.4.17	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	ニコチン・ヘイヴン吹田について	<p>吹田市はスモークフリーを標榜しているが、実際のところ市内はニコチンまみれである。市長は昨年のスモークフリーフェスタで、男風呂を観察すると割方メタバであることに気が付き、女風呂はどうかという聞いてみると似たようなものとの返答があり、夢が壊された気がしたなどとセクハラまがいの発言をしていた。昭和なら許されたかも知れないが今は令和、許されない。タバコもしかり。法令に沿って規制を進めなければならない。それぞれ対応・回答願う。</p> <p>(1) ○○          ○○に店を構えていて、喫煙可能な店の中で店内で喫煙をさせているが、通路に面した扉をとおらば営業しているため、タバコ煙が地下階にダダ漏れ状態である(写真参照)。          健康増進法29.30条違反なので、禁煙として営業するよう指導されたい。</p> <p>(2) ○○          以前通報したカウンターの上の灰皿は撤去されたようだが、女性店員がカウンター内で喫煙していた。          健康増進法29条違反なので禁煙とするよう指導されたい。</p> <p>(3) ○○          市の指導によって造花が入ったショーケースより灰皿部分を撤去したと聞いたが、そんなことないように思える(写真参照)。          それともこれは灰皿が撤去された状態なのか？          健康増進法30条違反なので撤去を指導されたい。          応じないのであれば公表し、罰則適用されたい。</p> <p>(4) JR岸辺駅の卒煙し得人プースの付近(写真参照)          一つ行っても路線橋へ上がるエスカレーターの横付近に吸い殻が投棄されている。          また自転車駐輪場へと降りる階段の南側でタバコを吸う者がいたり、タバコの吸い殻や箱が投棄されている。          周囲に集まるテニヤ上にもタバコの吸い殻が捨てられている。          さらにプース内のJTから寄贈を受けた灰皿にタバコの箱が捨てられている。          喫煙所を作ったところでルールが守られてない。          監視員に巡回させて違反を発見次第過料を徴収されたい。喫煙所も廃止されたい。</p> <p>(5) JR吹田駅北口の卒煙し得人プースの付近及び南口付近(写真参照)          北口は卒煙し得人プースの周辺に吸い殻が落ちていたり、円形のベンチの周辺に吸い殻が投棄されていることが多い。          プースの意味がないのでは？          監視員に巡回させて違反を発見次第過料を徴収されたい。喫煙所も廃止されたい。          南口はさんず夢広場のベンチに履掛けて喫煙する者がいる。          ○○の間の2階デッキ上に灰皿が3つ程設置されているがこれは市が設置したものか？撤去されたい。          黄色い枠を無視して喫煙する者が多数いる。周囲に受動喫煙が広範囲に生じている。これも路上喫煙禁止ではないのか？          最もなことに北口と南口との間の地下通路を歩きタバコする者までいる。これは健康増進法29条違反である。管理者に是正を指導されたい。</p> <p>(6) 江坂公園の受動喫煙所の周囲          JTが寄贈した煙ダダ漏れ喫煙所の外で路上喫煙する者がなくなる。撤去されたい。          フィリップモリスジャパンから密閉型喫煙所の寄贈を受けるとの話だが、止めるべきである。          環境政策室の○○がメールで指摘していたように、フィリップモリスジャパンと吹田市の「スモークフリー」は意味が異なるのである。          ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1について          通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対し通路側への受動喫煙が生じない対応をするよう助言を行いました。          (担当:健康まちづくり室)</p> <p>2について          通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対し店舗内禁煙を徹底するよう助言を行いました。          (担当:健康まちづくり室)</p> <p>3について          通報を受け、当該エアサロンを現地確認し、灰皿がショーケースの上に乗った状態であったため、管理権原者に対し撤去するよう再度指導しました。          (担当:健康まちづくり室)</p> <p>4について          卒煙支援プースにつきましては、たばこのにおいや煙が漏れにくい密閉型喫煙所として、本市が進める「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)すいた」の方向性も踏まえて設置したものであり、受動喫煙防止や駅周辺のたばこの吸い殻が減少傾向にあることから、設置効果はあると考えています。          プースを廃止すれば、駅周辺の広範囲でたばこのポイ捨てや路上喫煙が増えることやにおいや煙の苦情が増えることが想定されることから、撤去は考えておりません。          なお、灰皿などの設備につきましては、毎日清掃し、施設内を清潔に保つことにより、利用者にも更なる適正利用の周知を図るとともに、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、喫煙マナーの徹底や指導・啓発を実施してまいります。          最後に、吹田市環境美化に関する条例に定めるとおり、勧告に従わない場合には過料を徴収してまいります。          (担当:環境政策室)</p> <p>5について          当該場所につきましては、○○が設置した喫煙所です。当該喫煙所は屋外に設置されており、法の規制の対象外ですが、一方で、喫煙される方が広範囲に広がっていることにより、煙が広がっているとの状況から、施設管理者に対し喫煙時のマナー啓発等の配慮をするよう助言を行いました。          (担当:健康まちづくり室)</p> <p>「4」について)の回答のとおりです。          (担当:環境政策室)</p> <p>6について          江坂公園及び豊津公園に設置している喫煙所は利用者も多く、また、たばこの煙やにおいについての相談も数多くあります。事業者とは受動喫煙防止や、においや煙で人に迷惑をかけないという考え方について認識を共有したものであり、この点についてもスモークフリーの考え方に沿ったものです。          今後は、協定に基づきプースを設置することにより、施設の外部にたばこの煙やにおいの漏れを防止し、本市において施設内に禁煙等の啓発ツールを設置することにより、卒煙支援プースとして、禁煙を促してまいります。          (担当:環境政策室)</p> <p>7について          引き続き、喫煙所のほか、周辺の環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、喫煙マナーの徹底や指導・啓発を実施してまいります。</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R6.4.19	R6.5.2
6	コロナワクチン接種証明書申請時の対応について	<p>叔母のコロナワクチン接種証明書の申請について吹田市保健所へ行きました。窓口に座り担当者とお話するやいなや、一番奥の管理者の方が立ち上がり、腕組みしながら、こちらをずっと見下ろしてるのですがとても威圧的な態度でした。同様にあと二名の方も隣に立たれました。5分以上はこちらの様子を伺っており、大変不快でした。何か仰りたいことがあるのでしょうか。そもそも窓口に行く前に電話で問合せしていましたが、救済制度のことも伝えると、いつ頃来られますか？叔母の名前を教えてくださいなど、聞かれたのにも違和感がありました。こちらは相談に行っているのに偏見な目で見てないでほしいです。誠意のある回答をお願いいたします。</p>	<p>この度は、窓口対応時において○○様に不快な思いをさせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げます。          当日の対応において、該当するであろう職員に状況確認しましたところ、業務対応のために自席あたりで職員数名で協議しており、その場面が○○様に不快な印象を与えてしまいました。          また、電話対応時にも配慮に欠ける対応をしてしまいましたようで、重ねてお詫び申し上げます。          今後も、担当職員一同、日々の業務に努め、丁寧な対応を心掛け、接遇力の向上を図ってまいります。</p>	地域保健課	R6.4.22	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	公園内で野良猫を飼っている	コーポラス公園に野良猫用の箱を置いて、野良猫に餌やりをしている3~40代の女性がいます。 子供達が遊ぶ砂場を猫のトイレに見立ててファン掃除とかしています。不衛生極まりない行為です。 早々に撤去と駆除を希望します。	公園での猫への餌やりは、市への届出の有る保護猫活動の団体を除いて禁止しており、関係部署と連携して対処してまいります。	公園みどり室	R6.4.22	R6.5.2
8	交差点の事故への対策希望	関西スーパー佐井寺南が丘店とサニーサイド佐井寺店の間の信号のない交差点でよく事故が起こるので注意喚起やミラー設置などの事故を予防する対策をしてほしいです。 休日の昼間や夕方ごろ、スーパーが混む時間帯に事故が起こってる印象です。 スーパーからの車の出庫口からすぐその交差点があり、左折すると15メートルほどでまた違う信号ありの交差点があるため、信号待ちで道路が混み左側の視界が悪くなるのが原因で左側から来る車と直進の車がぶつかっているのではないかと思います。 幸いにも救急車が出るような事故には出会っていませんが、同じような事故が何回も起こるのでこのままでは今後もよく事故が起こると思います。もし歩道の人巻き込まれたり死人の出るような事故が起こってしまったらと思うと心配なので、どうか対策をお願いします。	本要望にある交差点ですが、優先道路に対しての通行は、直接目視による左右確認が原則であり、急な飛び出しを誘発する恐れがあるため、カーブミラーを設置することはできませんが、交差点内の事故を未然に防止する目的として、注意喚起の垂れ幕を電柱に設置致します。また、道路上に交差点であることを表示するマークが薄くなっているため、あわせて塗り直しを実施致します。	道路室	R6.4.22	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	B6-2。市HPに「若年層の性暴力被害予防月間」の掲出を	<p>4月12日に投稿。⇒4月18日に吹田市 人権政策室から回答が有りましたが、私の投稿した趣旨が理解して頂けなかった事による再投稿です。</p> <p>[投稿内容] 内閣府、男女共同参画局のHPに「4月は、若年層の性暴力被害予防月間」のサイトがあります。他市ではHPに掲出されており、吹田市においても掲出が必要。</p> <p>[市回答内容] (前略)本市ホームページにおきましても以下のページに掲載しております。</p> <p>1)サイトを開くと、市HPへの掲出時期が、昨年の7月19日であり、今年の4月に市HPに掲出が必要。</p> <p>⇒人権政策室のサイトには「政府は、令和3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」とすることとした」の記述があります。</p> <p>⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左)</p> <p>2)昨年の7月19日の市HP(新着情報)には、掲出されていません。⇒この状況では市民の目に触れる事は、難しいです。</p> <p>⇒添付画像。4月は「…予防月間」-HP新着情報に無し(右)</p> <p>3)⇒現状の市HP(男女共同参画)のサイトの中の、20項目の一つであり、関心がある市民しか目に触れません。</p> <p>⇒添付画像。市HP(男女共同参画)</p> <p>※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。タイトルの「…被害予防月間」である事から、4月に市HP(新着情報)に掲出すべき事案。</p> <p>4)人権政策室のHP「4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です」のサイトの冒頭の説明文の後段には、「…取組を一層強化するとともに…、各種取組を集中的に実施します。(抜粋)」の記述がありますが、具体的な取組みの実施項目を教えてください。</p> <p>⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左)</p> <p>5)人権政策室は、市民の安全を守るために、市民への周知を今後どのようにされますか。</p> <p>6)市HPの「若年層の性暴力被害予防月間」のサイトの4月度の閲覧数を教えてください。</p> <p>7)投稿者への回答時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。</p> <p>※危機管理室、広報課および情報政策室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)3)5)「若年層の性暴力被害予防月間」につきましては、他の啓発と合わせて男女共同参画のページの「お知らせ・啓発・イベント(男女共同参画)」に掲載しております。当該月間として位置づけられた令和3年4月から掲載しておりますが、令和5年7月19日にページ内の修正を行ったため、更新日が修正を行った日付になっているものです。</p> <p>より多くの市民の方に御覧いただくため、今後は新着情報にも掲載し、周知が図られるよう改善してまいります。</p> <p>4)具体的な取組として、男女共同参画センターにおける関連図書を紹介、SNSでの情報発信、本庁舎デジタルサイネージへの掲載、ポスター掲示による啓発を実施しております。</p> <p>6)4月の閲覧件数は28件です。</p> <p>7)お寄せいただきました市民の声につきましては、決裁を経て回答しております。</p>	人権政策室	R6.4.22	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	吹田市立山田第五小学校廃校後の学区の再検討について	<p>山田第五小学校が山三小学校に統合されるにあたり、現在の学区の再編成を検討してほしい。山田市場や山田南の地区は南山田小学校、山田中学校への学区変更を許可してほしい。(元々南山田小学校の児童数が多く山五小学校が出来た事は承知している)山三小学校、西山田中学校は距離が遠く、通わせたくない。山五小学校と山田中学校に通わせたくて山田南に家を購入したため、山三小学校に通う事が納得できない。今後は山田中学校は南山田小学校の生徒のみで構成されるのか？現在と今後予測される南山田小学校の児童数と山三小学校の児童数の算出を行い、学区の振り分けについて納得できる説明をしてほしい。これでは今の地域に家を建てた意味がない。</p>	<p>この度の統合につきましては、過小規模校である山田第五小学校(以下、山五小)の学校規模適正化のため、教育委員会において様々な手法を検討した結果、山田第三小学校(以下、山三小)との統合が最も合理的であるという判断に至ったものでございます。その上で、令和5年度市議会11月定例会におきまして、統合に必要な条例改正案を提案し、可決され、令和7年度からの統合が決定したものでございます。</p> <p>山三小との統合という結論に至った経緯ですが、まず前提として、山五小は山三小の過大規模の解消のため、山三小から分離新設した学校です。また、分離したことで両小学校ともに校区面積が非常に小さくなり、現在、過小規模校化の課題が生じている状態となっています。</p> <p>課題解決を図るため、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、複数の手法を検討しました。まず、隣接する学校と通学区の見直しをする手法ですが、山五小の課題は一定解消されるものの、山三小の過小規模校化の課題が残ってしまうため、根本原因の解消には至らないものでした。</p> <p>次に、学校選択制の導入につきましては、先進市の導入実績を研究した結果、将来にわたって過小規模の課題が解決するほどの効果が得られないものでした。</p> <p>最後に、統合につきましては、山三小と統合することで、両校の過小規模校化の課題が一度に解消されること、また、両校はほぼ隣接していることから、小学校の通学路の変更も最小限の手法となります。</p> <p>以上の検討の結果、山三小との統合が最も有効な手法であると整理させていただいたものでございます。</p> <p>なお、統合により現山五小校区は西山田中学校の校区となりますが、中学校までの距離が遠くなることに配慮し、期限は未定ですが、少なくとも10年程度は、現山五小校区(山田南、山田市場9番～11番)に住む児童は、西山田中学校か山田中学校を選択できる経過措置を設けることとしております。</p> <p>最後に、山三小と南山田小学校の今後の推計は別添(※)のとおりです。学校規模適正化の要否は学級数で判断しておりますので、学級数推計を示しております。</p> <p>※山田第三小学校と南山田小学校の学級数推計についてのグラフを添付</p>	教育未来創生室	R6.4.19	R6.5.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	続97-2。旧・山手公民館跡地の量水器の検針方法、水道料金を教えてください。	<p>旧・山手公民館(山手町1-8-15)は、解体されて現在、更地になっていますが量水器があります。 ⇒添付画像。旧山手公民館の量水器。 ・水道の量水器の鉄製の蓋が外れています。 ・水道の量水器の前のフェンスが破れています。? ⇒添付画像の左上。 ※フェンスは現在、取り替えられています。</p> <p>Q1: 検針はどのようにされていますか。 Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約 or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしく願い致します。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1: 検針はどのようにされていますか。 A1: 水道メーターの検針は、フェンス下部の隙間から水道メーターの蓋を開け、フェンス上部の網目の間から、目視で検針しております。</p> <p>Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 A2: 当該水栓は現在、中止中であり、使用量は無く料金は発生していません。</p> <p>Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 A3: 中止中のため、検針のお知らせは発行されません。</p> <p>Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約 or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 A4: 単価契約で無く、年間一括契約となっております。</p>	水道部総務室	R6.4.26	R6.5.7
12	B8-市HP。更新情報の3月11日のタイトル「令和5年度給付金」「低所得者支援給付金の2件」他1件についての提言	<p>1)このタイトルの3件は、市HPの新着情報に掲載がされていません。 ⇒添付画像。給付金-1</p> <p>2)市HP。更新情報の4月3日のタイトル「令和5年度住民税非課税世帯支援給付金」も市HPの新着情報に掲載がされていません。 ⇒添付画像。給付金-2 ⇒申請の締切日が、「令和6年4月30日」の記述が有る項目が有りますが、市民への周知がされているのか疑問です。</p> <p>3)福祉部 生活福祉室は上記の給付金について、市のHP(Top頁)の新着情報に掲載すべきと案件と思います。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>これまで給付金のホームページにつきましては、新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。しかし、今後は更新時においても新着情報に掲載していきたいと思えます。 貴重なご意見をありがとうございます。</p>	生活福祉室	R6.4.30	R6.5.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	B11-市HP。新着更新の4月30日のタイトル「令和5年度 第1回 バリアフリー吹田市民会議」についての疑問	<p>Q1:このタイトル「令和5年度 第1回 バリアフリー吹田市民会議」をクリックすると、実施時期は、2023年8月22日であり、今日は令和6年5月1日です。間違っていないでしょうか。</p> <p>Q2:このタイトルでは、開催案内なのか、開催の実施報告なのか分かりません。</p> <p>Q3:福祉部 障がい福祉室へ。タイトルが間違っていない場合、何故今、HPに掲出なのでしょう？</p>	<p>Q1: 令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議が実施されたのは、2023年8月22日で間違いありません。頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルの表記が、会議を実施したためにホームページに掲載したと解釈されることがあると判断し、回答2のとおり新着タイトルを変更します。</p> <p>Q2: 頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルを「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議について情報を更新しました。」に変更します。</p> <p>Q3: 2024年4月30日付で「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議フィードバック」を更新したため、このタイミングで掲出しています。概要にも更新内容を記載するよう変更します。</p>	障がい福祉室	R6.5.1	R6.5.8
14	佐井寺小周辺での喫煙について	<p>先日は佐井寺小南側に歩きタバコ禁止の貼り紙をありがとうございました。</p> <p>今朝9時頃は佐井寺小西側の体育館前に路駐した車の運転手が窓を開けて喫煙していて、そのすぐ近くでは小学校側に寄りかかってタバコを吸う男性がいて幼稚園へ行く道中だったので子供も受動喫煙しました。自転車なのでその道を通るしかなく、避けるにも避けられません。</p> <p>その通りは土日でも歩きタバコや小学校側で立ち止まって喫煙する人をよく見ますし吸い殻も多いです。</p> <p>今朝ももし体育館の扉や窓が開いていたら、中に煙が入って子供たちが多く受動喫煙していたと思います。</p> <p>西側にも(可能でしたら、南側のお好み焼き屋さんの向かいあたりのフェンスにもお願いしたいです。信号付近は路上喫煙者は多いです…)大きく分かりやすく貼り紙をしていただけませんか？！お忙しいなかすみません。どうかよろしくお願い致します。</p>	<p>情報提供ありがとうございます。ご指摘の箇所には既に啓発用看板を設置しております。今後も路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、粘り強く啓発活動に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R6.4.25	R6.5.9
15	ちさと図書館の子供の本の並び順について	<p>自宅から1番近いちさと図書館を子供とよく利用するのですが、本の並び順が悪く目的の本がとても見つけにくいです。</p> <p>絵本やシリーズになっているものは50音順ではなく、シリーズでまとめてほしいです。シリーズで借りたいのにバラバラに本棚に入っているのが結局どこにあるかわからず、パソコンで題名を調べたりして二度手間です。</p> <p>千里中央にある豊中の図書館は主なシリーズものはまとめられていても探しやすいで、そのようにしてほしいです。</p> <p>例えば、小学生がよく見る科学漫画サバイバルシリーズやドラえものの科学ワールドシリーズなど主なシリーズものはまとめておいて頂きたい、また、絵本コーナーだと黒川みつひろ作の恐竜シリーズ等まとめておいてくようご検討お願いします。</p>	<p>千里山・佐井寺図書館(ちさと)では、館内設置の検索端末や図書館ホームページの検索システムで本を検索した際に、表示される請求記号(本の背に貼付しているシールの記号)や本の書名と、本棚の並びとを一致させる方式を採用しております。これは、検索した結果をもとに本を探し出せることを優先させているためです。頂戴しました御意見のように、シリーズ別に並べる利便性は理解しておりますが、何卒、上記の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	中央図書館	R6.4.30	R6.5.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	片山公園、くすのき遊園のブランコについて	片山公園、くすのき遊園のぶらんこが使用できなくなり、半年前後経ちました。早く使えるようにして頂きたいです。	片山公園、くすのき遊園のぶらんこにつきましては、部材の老朽化のため一時使用できない状態になっております。 現在、補修のためのチェーンや座面等の部材の取り寄せに時間を要しており、7月頃には補修完了の予定です。もうしばらくの間ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。	公園みどり室	R6.5.1	R6.5.10
17	各部署の職員対応について	市役所庁舎で、盲導犬同伴者や聴導犬同伴者に対して、犬を入れないで下さい。と入庁拒否を見かけたり、仕事中であると小学生でも理解できる盲導犬達に職員が迷惑行為をする、窓口対応の職員は、明らかに視覚に障害がある。聴覚に障害があるとわかる方に対して、障害にあわせた対応(視覚に障害がある方には、読み上げや代筆など。聴覚に障害がある方には、筆談、UD、手話など)を一切せず、不平等、不当な差別的扱いをされているのを何度も見かけます。 障がい者差別解消法では、市役所などの行政機関では、合理的配慮は法的義務であり、例えば、視覚障がいがある人に、書類を渡すだけで読み上げない。聴覚に障がいがある人に声だけで話す。は、合理的配慮をしない。差別である。と示されており、大阪府には、「大阪府障がい者差別解消条例」もありますが、全ての職員に、障がいにあわせた対応方法などの周知はされているのですか？ 私は、障がいがある。ない。に関係なく全ての市民が暮らしやすくなるための平等な情報提供、対応をすることも市職員業務だと思いますが、障がいがある方に対して、障がいのできないことを助けず、差別的対応をしたりしているのを見かける度に、不愉快です。後藤市長は、障がいがある市民は、平等な情報提供、対応をする必要がないと考えなのでしょうか？	本市においては、「吹田市における障がい者理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、「大阪府障がい者差別解消条例」とあわせて、全職員に周知をしているものです。 本市は、障がいのある方もない方も等しく行政サービスを受けることができ、障がい者理由とする差別がない社会を目指しています。その率先垂範となるべき市職員に対しては研修等の様々な機会を通じて、合理的配慮の周知徹底に努めてまいります。	人事室	R6.4.30	R6.5.13
18	個人番号カード交付	個人番号カード交付のご案内というA3見開きのチラシに従って、ネットで予約の上、時間通りに個人番号カード交付会場と書かれていた133番で待っていたら、全然名前が呼ばれず、散々待たされた挙句、窓口で名前が呼ばれないと言うと、再度受付が必要と言うことで違う場所に案内されて、番号フダを発行された。 さらに待たされて、やっと案内されたが、こう言う予約の上、再度133番と違う場所で再度受付が必要と最初から書いておいて欲しい。個人番号カード交付のご案内の修正を求めます。案内が冷たい。 それと、133番で一人で椅子で座って待っているのを見ていながら声をかけずにほっておく職員も冷たい。 職員研修とともに正しい窓口の掲示を133番の待合椅子の分かる場所に掲示することを求めます。	この度は、個人番号カード交付の際に、スムーズにご案内ができず、お待たせしてしまいまして大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 133番窓口前の待合椅子正面に、先に受付をしていただき、番号札を持ってお待ちいただけるよう案内の改善をさせていただきました。個人番号カード交付のご案内についても、市民の方に分かりやすいものになるよう工夫させていただきます。 また接遇についても、市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R6.5.2	R6.5.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19 建蔽率	<p>吹田市役所に、建築申請申請される建蔽率の確認について電話しました。貴所のご担当者様は、建築申請後は、建蔽率が申請通りであるか否かの確認は、現場には、行かず、当該建築申請の業者自身に任せたいです、とのことでした。</p> <p>これでは、建築基準法違反か否かは、当該業者任せとなります。貴所は、これで良いと、思われておられるようです。</p> <p>吹田一市民として、このような法律違反のチェック体制がゼロの市役所には、疑問であり、市民の意見を無視されるのであれば、匿名で、市長を告発したいと思います。</p> <p>以上です。</p>	<p>以前よりお問い合わせいただいている物件については、吹田市ではなく国土交通省が指定した指定確認検査機関によって、建築確認を実施しております。</p> <p>また、工事完了時には現地にて建築基準法に基づく完了検査を指定確認検査機関が実施します。その際に建蔽率についても申請通りであるか検査します。この内容は建築基準法第6条の2及び同法第7条の2に規定されています。</p>	開発審査室	R6.4.18	R6.5.14
20 市内で受け入れ拒否をされています	<p>吹田市内の医療機関で、補助犬の受け入れ拒否をされています。スーパー、コンビニ、飲食店などでも受け入れ拒否をされています。</p> <p>市として、市内の医療機関、スーパー、コンビニ、飲食店などの事業者に対して、受け入れ啓発をどのようにされているのでしょうか？</p>	<p>本市は、障がいのある方が「自立と社会参加するための大切なパートナー」である「補助犬」を多くの方に知っていただきたく、ホームページにて「身体障害者補助犬法」の一部を掲載させていただいております。令和5年9月には、ガンバ大阪のイベントにおいて「盲導犬」の理解普及における取組も行いました。</p> <p>また、補助犬の受け入れ拒否について、具体的な状況等を御教示いただければ、差別相談として対応することができます。御希望の場合は、改めて御連絡ください。</p>	障がい福祉室	R6.4.30	R6.5.14
21 何故、保護することをしなかったのですか？	<p>友人が虐待されていることを連絡しましたが、一度本人がそちらにいった後にどんな目にあつたか、担当者はわかっているんですか？保護なりとりあえずでも安全の過ごせるようにする対応さえしたら、また何度もひどい目に合うことなどなかったはずですよ。野宿したりすることも考えなくてよかったです。</p> <p>なんのために、虐待業務を職員はしているのですか？</p>	<p>(1)過去の対応状況を確認するため、ご友人の下記項目についてご教授ください。</p> <p>①氏名 ②居住地 ③連絡先 ④生年月日(ご存知であれば)</p> <p>(2)ご友人が相談を希望される場合、基幹相談支援センターに連絡いただければお伝えいただくか、本市から連絡をいれてもよいかの確認をお願いします。連絡の許可を得られた場合は、上記(1)①-③の連絡先に連絡を取るようになります。</p> <p>(3)相談対応の詳細はご友人の個人情報です。〇〇様にはお伝えすることはできませんのでご了承ください。</p> <p>* 基幹相談支援センター Tel 06-6384-1348 FAX 06-6385-1031 Mail kikan-shogai@city.suita.osaka.jp</p>	市民総務室	R6.4.30	R6.5.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
22	<p>B9-市HP。新着更新の4月5日のタイトル「指定公金事務取扱者の指定」についての要望</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しました」…の記述のみ。⇒説明文の記載を要望。 ⇒添付画像。指定公金事務取扱者 ・会計室へ。市HPに掲載して市民に周知する目的を教えてください。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？</p>	<p>「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたのでお知らせします。」と変更しました。 ・会計室へ。市HPに掲載して市民に周知する目的を教えてください。 →指定公金事務取扱者は、市の委託に基づき徴収、収納又は支出事務を実施する、市民生活に密接に関わるものであるため、市HPの掲載により広く周知しています。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ →市の委託に基づく、徴収、収納又は支出事務です。 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託した公金事務」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？。競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 →案件により、各所管において、競争入札や随意契約等で選定されます。 契約書や協定書等において、個人情報の保護に関する事項を定めるなど、個人情報の取扱いについて注意しています。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 →案件により異なります。 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託期間」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？ →現時点では1社のみです。</p>	会計室	R6.4.30	R6.5.14
23	<p>B10-市HPの「観光・レジャー」のサイトの貧弱さ、についての提言</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市HP(Top頁)の「文化・スポーツ」⇒「観光・レジャー」のサイトを開くと、「吹田市情報発信プラザ Inforestすいた関連、すいたフェスタ、吹田まつり50周年記念アーカイブ」の3項目のみです。 ⇒添付画像。観光・レジャー ⇒「千里万博記念公園」、「国立民族学博物館」の項目の追加を要望。 ※来年の関西万博開催を控えて、大阪府外の国民、外国の方々の来園・来館案内として必要。併せて外国人対応としての多言語対応も必要かと思います。 ※広報課に供覧願います。</p>	<p>「観光・レジャー」のサイトについて いただきました御意見は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。 (担当:シティプロモーション推進室) 多言語対応について ホームページの多言語対応については、Google翻訳システムを導入しており、英語、中国語、韓国語に切り替えることができます。 (担当:広報課)</p>	広報課、シティプロモーション推進室	R6.4.30	R6.5.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	B12-明治安田生命J1リーグ第15節「ガンバ大阪の応援」について	<p>5月19日(日)に、「ガンバ大阪 VS 川崎フロンターレ」の試合が、パナソニックスタジアム吹田で行われます。</p> <p>・高槻市が、上記の試合の応援を高槻市民に応援のイベントを企画され、4月26日に市HPに掲載されており、「高校生以下は無料、大人は特別価格でご招待」…との事です。</p> <p>⇒添付画像。B12-ガンバ大阪-高槻市民応援</p> <p>・吹田市のHPには、上記応援のサイトが見当たりません。</p> <p>⇒添付画像。B12-ガンバ大阪-吹田市応援</p> <p>※ガンバ大阪の本拠地である吹田市。吹田市には、後藤市長さんをはじめとして、担当の部所・市職員の方、そしてご家族の方にはガンバ大阪を応援されている方がおられないのかと思っております。</p> <p>応援されている方がおられるとは思いますが、一市民としてもどかしく感じております。</p> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本市とガンバ大阪は、「ガンバ大阪のあるまち」として地元への愛着や誇りを育み、活力ある地域社会の形成・発展に寄与することを目的に、平成29年(2017年)7月に「パートナーシップ協定」を締結し、相互に連携しホームタウン市としての様々な活動を推進しているところです。</p> <p>ガンバ大阪市民応援デーにつきましては、ガンバ大阪が企画し実施している事業となり、吹田市におきましても例年実施しております。本年度も実施予定とお聞きしており、実施する際はホームページやSNS等において周知をさせていただきます。</p> <p>今後もガンバ大阪と連携し様々な事業に取り組むとともに、ホームページやSNS等の発信についても行ってまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R6.5.8	R6.5.16

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	2歳6ヶ月歯科健診について	<p>先日、子どもの2歳6ヶ月歯科健診へ行きました。健診前に初期虫歯のような箇所を見つけたので、この機会にしっかり見てもらいたいと思っていました。ところが、歯科医師は子どもの歯をサッと見て「虫歯なし」の診断を出しました。</p> <p>明らかに前歯の隙間が白くなっていて、「これは虫歯ではないのですか？」と歯科医師に聞くと、「かかりつけ歯科医に見てもらって下さい」と言われました。横にいた記録担当の看護師？にも「そろそろかかりつけ歯科医を見つけないかね。健診表には虫歯なしって書いていたから大丈夫！」と言われました。私が疑問に思い不快な気持ちになった点は以下の通りです。</p> <p>1、歯科健診は虫歯がないか、チェックをする場ではないのですか？確実に虫歯があるなら「かかりつけ医に行け」と言われるなら分かります。虫歯かどうか判断できない歯科医師は果たして歯科医師なののでしょうか？なぜ真面目に診てくれないのですか？</p> <p>2、健診表に「虫歯あり」と記載することは面倒なことになるのでしょうか？なぜ看護師が上記のように大丈夫と言ったのか意味がわかりません。</p> <p>3、歯科健診は無料ですが、私たちが払っている税金で賄われています。こんな杜撰な健診では納得いきません。真面目に健診してくれる歯科医師を吹田市が選んでください。</p> <p>そしてこの集団検診に来る歯科医師はどのように選定しているのでしょうか？</p> <p>4、なぜ内科検診はかかりつけ医で行えるのに、歯科健診は集団検診なのですか？</p> <p>以上、回答をお待ちしています。</p>	<p>1.歯科健診では、歯の萌出状況やむし歯の有無等について診察しております。ご心配されていた箇所については、現段階ではむし歯ではないと判断しております。</p> <p>一般的に歯の白濁は、むし歯の初期の場合と形成不全の場合があります。初期のむし歯であれば、正しい歯みがきと、食事指導を含む生活指導、フッ素の局所塗布で元に戻る場合があります。ただし、形成不全の場合は、フッ素塗布やその他の生活習慣の改善では元に戻りません。</p> <p>この区別は、かかりつけ歯科医をもって経過を診ないとわかりません。その様な観点から、かかりつけ歯科医を見つけて相談するようにとの意図でお伝えしたものです。</p> <p>2.歯科衛生士は歯科医師の診察結果をもとに、保健指導や相談を行います。お子さまにつきましては、歯科医師がむし歯ではないと判断したため、保護者の方に安心していただくために「大丈夫です」との意図で、お声掛けをさせていただきました。併せて、予防的な観点から該当箇所の経過をみていくうえで、今後、かかりつけ歯科医をもつと良いですとの意図でお伝えさせていただきました。</p> <p>かかりつけ歯科医の推奨については、健診票に歯科受診歴がないと回答された方皆様にお伝えしています。</p> <p>3.歯科健診は、吹田市歯科医師会の協力を得て実施しており、健診マニュアルに沿って、診察と保健指導を実施しています。</p> <p>4.内科健診につきましては、乳児期より予防接種や病気等でかかりつけ医を持っている方が多くおられ、これまでの経過を踏まえ発育や発達の判断をすることが必要な場合もあり、個別内科健診を実施しております。</p> <p>一方、歯科についてはかかりつけ歯科医を持つ方は少ないため、集団健診でより多くの方に受診していただくことが大切だと考えています。健診を通じてむし歯等の問題があるような幼児に関しては、フォロー健診としてより指導に重点を置いた歯科健診も実施しています。</p> <p>また、集団健診として実施することで、保健師等の専門職が出務し、お子さまの精神発達面の確認や保護者が育児の相談などができる有効な機会となるようにしております。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	すこやか親子室	R6.5.7	R6.5.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	B14-片山町2丁目 の歩道改良工事ヶ所 の設計変更の提案	<p>現在、片山町2丁目のグリーンプレイス・眼鏡市場前で歩道の拡幅工事をされていますが、道路の曲がり角のL型側溝の肩の部分に車のタイヤ痕が有ります。</p> <p>⇒添付画像。L型側溝の肩にタイヤ痕</p> <p>・[画像下] 車道幅員が狭くなる事から車道の曲がり角を車で通過する場合、対向車がいる場合は大きく曲がれず、後輪左のタイヤがL型側溝に接触の可能性が有ります。</p> <p>・歩車道境界の柵を車道側への移設工事後は、運転席側から(左ハンドルの場合は特に)の視認性が悪くなり、物損事故または車両事故の可能性が有ります。夜間も心配。</p> <p>⇒[仮案] 曲がり角部分のL型側溝4枚位を直線に近くなるようにして、曲がり角を少し緩やかにされませんか。</p> <p>・歩車道境界にある、NTT柱の移設(車道側への根寄せ)の計画は有りますか?。もし無ければ、歩道の拡幅分、NTT柱が歩道内に飛出しの形となります。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>片山町31号線の歩道について、現在、バリアフリー化に伴う整備工事を実施しており、御迷惑をおかけしております。整備内容としまして、歩道の有効幅員を確保するために車道の幅員を狭め、歩道の幅員を広げています。</p> <p>ご意見をいただいた箇所の曲がり角について、現場を確認しました。自動車が走行する際に歩車道境界ブロックと接触する懸念があるため、曲がり角の角度について歩道の有効幅員を確保できる範囲で緩くするよう修正いたします。</p> <p>また、歩道内にあるNTT柱については本工事で歩道の拡幅分車道側へ移設いたします。</p> <p>ご意見いただきありがとうございました。</p>	道路室	R6.5.13	R6.5.17
27	B17-済生会病院・駐車場の北側の東西道路の側溝に土砂が堆積、草がぼうぼう	<p>まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。雨水が、歩道・車道に流れ込みます。</p> <p>⇒添付画像-側溝に土砂。⇒添付画像-天気予報-26日～31日連続雨</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本ご要望について5月22日午前中に現場を確認させていただき、現清掃の手配を行なっております。</p> <p>発注等の都合上、実施にはお時間をいただきますが、速やかにおこなうよう努めてまいります。</p>	道路室	R6.5.21	R6.5.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	B13-「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間ポスター原画募集」についての提案	<p>1)環境省が、4月16日に「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」の報道発表をしており、先月どこかの市のHPで見ました。            ⇒添付画像。動物愛護週間ポスター作品募集            ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年6月5日。            2)大阪府が、4月23日に「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を発表しています。            参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。            ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年9月9日。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>当課は動物愛護法を所管しているため、この度ご提案いただいた「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」について、市ホームページの当課「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきましたので、ご確認ください。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1015347.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1015347.html</a>            また、「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」の情報につきまして、野生鳥獣の捕獲規制等を規定する鳥獣保護法を担当する環境政策室に確認しましたが、関連するページがなく、掲載はできないとのことでした。            ご期待に沿えず申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	衛生管理課	R6.5.13	R6.5.23
29	B15-市HP。新着更新の4月9日のタイトル「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」」についての意見・要望	<p>1)開店が4月1日なのに、市HPへの掲出日が4月9日は、遅いです。新着情報のタイトルは【店舗情報を掲載しました】チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」…で分かり難い。            ⇒添付画像1。チャレンジショップ開店            ⇒オーナーさんは、夢と希望を膨らませてのオープンです。せめてオープン1週間前には市HPに掲出して、市職員・市民に周知を図りオーナーさんを応援されたし。            ⇒[仮案] タイトルを「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」4月1日オープン」のように具体性のあるものにされたら分かり易い。            2)4月23日に市HPのサイトが更新をされていますが・・・            ・新着情報の4月23日には、掲出されていません。加えてサイトの冒頭に「更新の概要説明が無く」、クリックされた方はサイト内の全てを確認する必要があります。            ⇒更新の内容は、臨時の休店日が追加されていました。⇒5月13日(月曜)、5月14日(火曜)、5月15日(水曜)、5月24日(金曜)            ⇒添付画像2。チャレンジショップ臨時休店日            ⇒都市魅力部 商業担当は、4月23日の時点で市HPに掲出すべき事案。速やかにされたし。            ※地域経済振興室 商業担当は、市役所内での営業活動での留意点をオーナーさんにレクチャーすべき。オーナーさんが学生さんで有る事から学校行事などで、今後も同様の場面が想定されます。            3)9期生が営業の終了時にも、市HPに掲出がされていません。加えて地下の食堂の営業終了時にも、市HPに掲出がされていません。民間では営業終了時には、今まで利用された顧客に対するメッセージがあります。            ⇒9期生の場合でしたら、来店者へのお礼の言葉と、新規に開業される店舗の案内メッセージが欲しかった。            ※2月27日に市役所の地下へ降り、チャレンジショップに行きましたが、「営業の終了案内」は有りませんでした。            ⇒添付画像。3「営業終了-食堂」。4「営業終了無し-チャレンジショップ」            4)庁舎の案内図(地階)にチャレンジショップの位置図が必要。 ⇒添付画像5。チャレンジショップ位置図            ※広報課に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について            令和6年度の店舗情報の掲出日につきましては、出店者によるメニュー作成に時間を要したことが要因となりますが、今後はオープン前に掲出できるよう、出店者と調整してまいります。            また、新着情報のタイトルにつきましては、〇〇様の貴重な御意見も踏まえ、分かりやすいタイトル表示に努めてまいります。            (担当:地域経済振興室)</p> <p>2)について            新着情報への掲載や冒頭の概要説明の記載につきましては、ページ内容や訪問ユーザーの性質等の観点も踏まえ、個別に検討をさせていただいております。            なお、出店者とは報告事項を含めた各種役割分担を明確にしており、5月の店休日につきましては、営業できないことが確定した4月23日時点で本市のホームページに店休日を掲載したものです。            (担当:地域経済振興室)</p> <p>3)について            チャレンジショップの出店者の出店期間につきましては、終了日が確定次第、本市ホームページに掲載してまいります。また、出店期間終了後の出店者からのメッセージや、次期開業店舗等の情報につきましては、出店者の意向に沿って掲載を行うこととしております。            (担当:地域経済振興室)</p> <p>地下の食堂につきましては、職員の厚生制度を実施する職員厚生会において、厚生制度の一環として職員食堂の運営を事業者に業務委託しているため、令和5年12月末での営業終了のお知らせを職員に庁内ネットワークで案内するとともに、食堂を利用する市民の方には令和5年12月5日に食堂及び中層棟1階エレベーター前に掲載して周知させていただきました。            (担当:人事室)</p> <p>4)について            ホームページを更新し、位置図にチャレンジショップ「ゆめちか」の記載を追加しました。            (担当:総務室)</p>	人事室、総務室、地域経済振興室	R6.5.13	R6.5.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	B16-市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案	<p>現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、完成予定図を見ると車イス対応の駐車スペースの車止めのコンクリートブロックが一般の駐車スペースと同じように2個しか有りません。</p> <p>⇒添付画像-1。完成予定図の車イス対応の駐車スペースの車止め</p> <p>1)車イス対応の駐車スペースは、一般の駐車スペースよりも幅が広く、駐車される運転者の操作ミスにより、コンクリートブロックの間を通り抜けによる物損または人身事故が発生しています。</p> <p>⇒添付画像-2「前向き駐車での事故」。添付画像-3「後向き駐車での事故」。</p> <p>2)前記の事故防止対策として、民間ではコンクリートブロックを3~4個設置したり、連続したブロックの設置をされています。</p> <p>⇒添付画像-4「スーパーの設置例」。添付画像-5「コンビニの設置例」。添付画像-6「病院の設置例」。</p> <p>3)車イスの介助の様子(前向き駐車)</p> <p>⇒添付画像-7(上)⇒後方ドアからスロープを使った乗降例。※車イスの後ろを通過する他車の動向が気になります。</p> <p>⇒添付画像-7(下)⇒停車位置は、駐車スペースの白線の位置よりも、車イスへの乗降介助スペース確保を意識しておられる感じ。※介助者はご婦人。</p> <p>4)⇒添付画像-8「駐車は、後ろ向きが多い」</p> <p>[総務部 総務室へ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の(1~4)についての再検討をお願いします。加えて、雨天時の事を考えて屋根の設置を。照明も必要かと思います。</li> <li>・今年に入ってのニュースで、高齢化が更に進む。タクシーの不足やバスの便数減少・ルート変更などで免許証の返納を躊躇される方の増加予想。運転の操作ミスも考えられますのでよろしくお願い致します。</li> </ul> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 車輪止めについては、一般駐車区画より幅が広いものを採用する等、安全面に配慮した設計としています。</p> <p>2 駐車場は、すべての一般来庁者用駐車区画が後向き駐車となります。</p> <p>3 駐車場全体として屋外灯を設置しているため、障がい者等用駐車区画に個別で照明を設置する予定はありません。</p> <p>4 昨年度に工事設計を見直したことにより、正面玄関側及び西玄関側の障がい者等用駐車区画(計4台分)に屋根を設置します。</p>	総務室	R6.5.14	R6.5.28
31	府営吹田藤白台3棟敷地内での歩きタバコについて	<p>5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内で歩きタバコが発生しました。犯人は男で奥さんと思われる女を連れた20~30代くらいの若い男。そのまま集会所近くの階段を上り駐車場へ上がっていった。</p> <p>とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙をお願いします。</p> <p>最近エントランスには禁煙の張り紙がありません。よろしくをお願いします。</p>	<p>御連絡いただいた敷地内での歩きタバコこの件について、自治会に報告いたしました。</p> <p>議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	府営吹田藤白台3棟敷地内で子供がボール遊びしている危険	<p>5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内の駐輪場付近で子供がボール遊びをしていた。</p> <p>集会所付近の駐車場へ向かう階段を壁にしてボールを蹴っていたが、駐輪場には自転車やバイクがあり当たる可能性があるのが危ないし、最悪人にあたってケガさせる可能性もある。</p> <p>私の高価なバイクにあたって破損させたら弁償できるのか？ そんな非常識な子供の親だから当然賠償能力もないだろう。</p> <p>日本人の子供も、外国人の移民の子供も同じ迷惑行為をやっている。そもそもボール遊びは公園ですべきだ。駐車場や駐輪場でするものではない。</p> <p>最近とはある公園でボール遊び禁止の看板があると聞いたがとんでもないことだ。そんなことやってるから道路で遊んで車に轢かれる子供が後を絶たない。</p> <p>とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙をお願いします。 よろしくお願いします。</p>	<p>御連絡いただいた駐輪場近くでのボール遊びの件について、自治会に報告いたしました。</p> <p>議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28
33	B8-2。市HP。更新情報の3月11日のタイトル「低所得者支援給付金の2件」のHPへの掲出が必要	<p>1)「低所得者支援給付金(均等割のみ課税世帯)、(子育て世帯加算)」の2件の受付期限が5月31日であり、福祉部 生活福祉室は、速やかにHPに【再掲】の掲出により周知が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月28日投稿内容: Q「このタイトルの2件は、市HPの新着情報に掲出がされていません。」</li> <li>・5月8日に回答(抜粋): A「新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。」</li> </ul> <p>⇒添付画像。低所得者給付金-1受付期限5月末。新着に掲出無し ⇒2件について、4月28日投稿後もHP新着更新に掲出がされておらず、HPに新規の掲出時期が1月の場合、約4か月経過。また3月11日の更新内容が対象者に伝わっていない可能性が有ります。</p> <p>2) 令和5年度給付金のサイト内の上記の2件には、「受付期限が5月31日」の記述が無く、対象者は分かりません。</p> <p>⇒添付画像。低所得者給付金-2受付期限要。新着に掲出無し ※広報課および情報政策室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>問合せ時点で該当ページ更新・公開を進めており、回答日時点で更新済みであることを報告しました。</p>	生活福祉室	R6.5.20	R6.5.28